

令和4年度 第1回宜野湾市地域自立支援協議会 議事録	
日 時	令和4年6月16日(木) 午後4時～午後5時30分
場 所	宜野湾市役所 多目的会議室 B・C

【出席委員】

	氏 名	所 属 等	備 考
1	岩田 直子	沖縄国際大学 教授	
2	本村 真	琉球大学 教授	
3	仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会 事務局長	
4	新城 清子	宜野湾市自治会長会 野嵩2区自治会長	
5	大城 盛治	宜野湾市商工会 事務局長	
6	宮城 哲哉	医療法人タピック	
7	長位 鈴子	特定非営利活動法人 沖縄県自立生活センター・イルカ 代表	
8	儀間 佑力	宜野湾市認可保育園長会 会長 (社会福祉法人幸福義会ピノキオ認定こども園 園長)	
9	豊里 教子	楽学喜サポート ACCENDO 施設長	
10	幸地 睦子	中部地区障害者就業・生活支援センター 花灯 所長	
11	久貝 晶子	沖縄県発達障がい者支援センター がじゅまーる	
12	宮城 竜也	宜野湾・中城地区宅地宅物取引業者会 会長	
13	松本 勝利	宜野湾市教育委員会指導部 次長	
14	伊佐 真	宜野湾市 健康推進部 次長	
15	島袋 喜美恵	宜野湾市 福祉推進部 次長	

【欠席委員】

	氏 名	所 属 等	備 考
1	伊佐 智樹	社会福祉法人ハイジ福祉会障害者支援施設 グリーンホーム 施設長	
2	金城 智子	宜野湾市手をつなぐ親の会 会長	
3	津波古 悟	中部圏域自立支援連絡会 中部圏域アドバイザー	

【事務局参加者】

	氏 名	所 属 等
1	島袋 尚	宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課長
2	仲里 克也	宜野湾市 障がい福祉課 自立支援係長
3	富 正俊	宜野湾市 障がい福祉課 自立支援担当主査
4	照屋 悟志	宜野湾市 障がい福祉課 自立支援係
5	福地 賢祐	宜野湾市 障がい福祉課 自立支援係

【会議次第】

会 次 第
1. 開会あいさつ …… 福祉推進部長 岡田 洋代 2. 宜野湾市自立支援協議会とその運営について 3. 議 事 【協議事項 1】 役員選出 【協議事項 2】 令和 4 年度活動方針・活動計画について 【協議事項 3】 専門部会の設置について 【協議事項 4】 部会長の指名 【協議事項 5】 医療的ケア児等支援協議会の設置について 【協議事項 6】 基幹相談支援センター設置について 4. その他

【配布資料】

	配 布 資 料	備 考
1	第 1 回宜野湾市自立支援協議会 レジメ	A4 6 頁
2	資料 1 宜野湾市自立支援協議会とその運営について	A4 15 頁
3	資料 2 令和 4 年度活動方針・活動計画(案)について	A4 5 頁
4	資料 3 医療的ケア児等支援協議会の設置 (案) について	A4 10 頁
5	資料 4 基幹相談支援センター設置 (案) について	A4 6 頁
6	宜野湾市第 6 期障がい福祉計画及び宜野湾市第 2 期障がい児福祉計画	A4 1 冊
7	宜野湾市障がい福祉ガイドブック 2021 年度版	A4 1 冊

【決定事項】

決 定 内 容
【協議事項 1】 役員選出 会 長 岩田 直子氏 (沖縄国際大学 教授) 副会長 本村 真 氏 (琉球大学 教授)
【協議事項 2】 令和 4 年度活動方針・活動計画について 案を承認。※一部文言調整を事務局に委任。
【協議事項 3】 専門部会の設置について ① くらし・住まい部会 ② 就労部会 ③ 権利擁護部会 ④ 保育・教育・療育部会 以上 4 つの部会の設置を承認。
【協議事項 4】 部会長の指名 後日、会長より指名し、協議会へ報告する。
【協議事項 5】 医療的ケア児等支援協議会の設置について 「設置」を承認。組織化を進めていく。
【協議事項 6】 基幹相談支援センター設置について 「設置」を承認。当面の間、市の直営とし、障がい福祉課に置く。
以上

【会議内容】

議 事 録 要 約	
発言者	発 言 要 約
進行 照屋	<p>※事務局 照屋が進行役を務める。</p> <p>※資料確認、資料の訂正箇所の確認</p> <p><b>開会</b></p> <p>これより令和4年度第1回宜野湾市地域自立支援協議会を開会する。本日の会議は委員18名中15名の参加。宜野湾市地域自立支援協議会設置要綱第7条第3項に基づき、協議会の会が成立することを報告。</p>
岡田福祉推進部長	<p><b>1 開会あいさつ</b></p> <p>第1回宜野湾市自立支援協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本協議会へご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>昨年度は、この協議会を開催することができず、関係者の皆様には大変、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことをこの場を借りてお詫びいたします。また、コロナ禍の大変な時期にこそよく、今回、委員就任のご承諾をいただき感謝申し上げます。</p> <p>さて、ご承知の通り、地域自立支援協議会は障害者総合支援法に基づき、地方公共団体は単独で又は協働して、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならないと規定されております。</p> <p>関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場があります。</p> <p>障がいのある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働する場」として、皆様のお力添えの程よろしくお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、健康に留意し、会を活性化させるため、関係機関協力の下、人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け、また地域づくりのために共同で取り組んでまいりましょう。よろしく願いいたします。</p> <p>※岡田部長は、別日程により退席</p>

<p>進行 照屋</p> <p>事務局 仲里</p>	<p><b>2. 宜野湾市自立支援協議会とその運営について</b></p> <p>宜野湾市自立支援協議会とその運営について事務局説明を。</p> <p>事務局 レジメに沿い、資料 1 を用いて説明。 ※資料 1 を参照</p> <p>まず、委員の皆様と 2 点、認識を共有したい。1 点目が自立支援協議会とは何かという点、2 点目に宜野湾市の協議会が目指す方向について確認したい。</p> <p><b>地域自立支援協議会とは</b></p> <p>「障害者総合支援法の理念」を達成するため、障がいのある方が地域で安心して生活するために、障がい福祉に関わる者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け、また、地域づくりのために協働する場」である。</p> <p>根拠法令 ➡ 障害者総合支援法第 8 9 条の 3 を根拠に設置。</p> <p><b>地域自立支援協議会の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信の情報機能</li> <li>② 地域関係機関によるネットワーク構築や困難事例への対応の在り方に対して協議する調整機能。</li> <li>③ 地域の社会資源の開発、改善などの開発機能。</li> <li>④ 構成員の資質向上の場としての活用を図る教育機能。</li> <li>⑤ 権利擁護に関する取り組みを展開する権利擁護機能。</li> <li>⑥ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価、サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価、市町村相談支援機能強化事業を評価する評価機能。</li> </ul> <p>6 つの機能が果たせるように意識して会議を進めていく必要がある。</p> <p>次に、協議会の機能を発揮するために運営にあたって 4 つのことを実践したい。</p> <p><b>機能を発揮するための協議会の運営</b></p> <p>(1) 目標の明確化</p> <p>自立支援協議会を活性化させるためには、その開催目標を明確にすることが重要。</p> <p>各会議の目標が不明確のまま進んでしまうと、構成員が参加する</p>
----------------------------	--

必要性を見失い、活発な議論がされなくなる。目標が設定されないと会議を開催すること自体が目的になってしまい、有意義な議論ができなくなる。

(2) 構成員と役割分担

構成員はそれぞれの会議の協議内容、開催趣旨に合ったメンバーで構成し、取り扱うテーマ、内容によって、広く参画を呼び掛けるもの、より有意義な協議とするため、限定した構成員で行う方が良いものなど、確認した上で開催。型にはまらず、柔軟な体制で臨み、自由に意見、議論が交わせる会を目指す。

(3) 協議の過程 ➡ PDCA サイクルを意識し、課題を明確にしていくことが大切。

(4) 制度化の限界と協働の意義

課題を構造化し、解決策を検討していくが、解決策は「制度化」を目指すことがゴールではない。

協議会の活動を行うにあたっては、制度化の限界と協働の意義を踏まえて行うことが必要。

「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」を目指すためには、行政も民間も制度化の持つ意義と限界を正しく理解しあえていくことが必要。

制度化や施策への反映によってすべての課題が解決するわけではないということを共有し、協議会が陳情の場や行政への要請などの場にならないように、目的に向かって、「対立」ではなく「協働」しながら、フォーマルとインフォーマルの両面による取り組みを進めていくことが重要。

それでは、どのように宜野湾市の自立支援協議会を進めていくか、目指す方向を説明する。

**宜野湾市自立支援協議会の目指す運営**

宜野湾市では、障がい福祉に関する個別支援会議の情報を集約、共有し地域の課題として捉え、協議会の下に、定例会、事務局会議を置き、課題を整理していく。

そして、課題ごとに関係者で集まる専門部会を設け、情報共有や課題検討を行い、事務局会議、定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議、社会資源の改善・開発を協議会へ提案することで、ミクロな地域の課題から、マクロな地域の課題まで検討できるような協議会を目指す。

	<p>以上、説明。 その後、質疑応答に入ったが、委員から特に質疑等はなく、地域自立支援協議会についての認識を参加委員で共有し確認した。</p>
進行 照屋	<p><b>3. 協議</b></p> <p><b>【協議事項1】 役員選出について（会長 副会長の選出）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宜野湾市地域自立支援協議会設置要綱 (会長及び副会長)</p> <p>第6条 協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名により定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> </div> <p>要綱に基づき、委員の中から互選で会長を選任し、副会長は、会長が指名することになります。立候補される方は挙手をお願いします。 立候補者がいないので、事務局からの推薦で諮ってよいか。 ※事務局より、推薦することを委員全員で承認。</p>
事務局 島袋障がい福祉課長	<p>事務局から沖縄国際大学で人間福祉学科、障がい者福祉の研究をしております岩田直子先生を会長として推薦する。</p>
進行 照屋	<p>事務局より推薦のあった岩田直子委員について、委員へ諮る。 ※全委員の拍手により承認。 <b>会長は、岩田直子委員に決定。</b> (※引き続き、副委員長選出。副委員長は、会長の指名による。)</p>
岩田会長	<p>本村先生へぜひお願いしたい。副委員長に本村先生を指名する。 <b>副会長は、本村真委員に決定。</b></p>
岩田会長	<p>※新会長、副会長の就任あいさつ みなさん改めましてこんにちは。沖縄国際大学の岩田です。 自立支援協議会に関わらせていただくのは今回初めてです。 コロナを経験して今までのニーズと併せて潜在的ニーズの表情が見えてきたと思います。自立支援協議会の体制が新たに変わったと伺いまして、改めて地域のニーズを掘り起こして、より良い宜野湾市の障がい福祉につながったらいいなと思います。微力ながら貢献できたらいいなと思います。よろしく申し上げます。</p>

<p>本村副会長</p>	<p>皆様こんにちは。岩田先生よりご指名預かりました琉球大学の本村と申します。よろしくお願ひします。私は児童福祉が専門でして、児童虐待や貧困対策など取り組んでいます。</p> <p>宜野湾市にいろいろお世話になっています。レジメに挙げている医療的ケア児等障がい有する子どもたちへの支援ということも協議会を挙げてやっていかないといけないと考えています。それを含めて宜野湾市の自立支援協議会の運営に尽力してまいりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>※これより進行を照屋から岩田会長に交代する。</p>
<p>岩田会長</p>	<p>協議事項 2「令和4年度活動方針・活動計画（案）」についてと協議事項 3「専門部会の設置（案）」について、関連するので事務局から一括して説明をお願ひする。</p> <p><b>【協議事項2】令和4年度活動方針・活動計画（案）について</b></p>
<p>事務局 仲里</p>	<p>※レジメ P3、資料 2、「宜野湾市第6期障がい福祉計画及び宜野湾市第2期障がい児福祉計画」の冊子を用いて説明。</p> <p><b>令和4年度活動方針（案）</b></p> <p>今年度の協議会の活動方針を2つ課題、8つの項目を掲げて取り組む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実</li> <li>(3) 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>(4) 相談支援体制の充実・強化等</li> <li>(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</li> </ul> <p><b>2. 協議会の組織・機能の強化に向けた取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務局会議機能の充実・強化に向けた取り組み</li> <li>(2) 定例会、各種会議、専門部会の充実</li> <li>(3) 個別支援会議の充実・情報集約</li> </ul> </div> <p><b>第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>計画書のP14に掲載された、令和5年度までに「保健、医療、福祉関係者による協議の場」の設置に向けて、協議会にて協議し取り組む。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

計画書 P14 にあるとおり、令和5年度までに「地域生活支援拠点を面的整備型」で機能の確保を目指す。

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。その目的は、1つ目が、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えること。2つ目に、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場へ移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することで、障がい者等の地域での生活を支援すること。

市内にすべての機能を有す社会資源に乏しいという地域の実情に鑑み、機能を面的に捉え、周辺自治体にある複数の社会資源を活用して整備していく必要がある。

まずは、早急に基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能と緊急時の受け入れ・対応の短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能の確保を目指す。今年度、緊急時における整備を進めていきたい。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

計画書 P15 に記載のとおり、就労支援定着事業所等の社会資源確保に向け、協議会において検討するとともに支援員の資質の向上を支援する。就労定着支援事業所と就労移行支援事業所等、障がい者が働く企業、医療機関及びその他関係機関による就労定着に向けた連携体制を構築に向けて、専門部会等で調査、研究して取り組む。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

計画書の P17 のとおり障がい福祉の総合的・専門的な相談支援体制の整備を進めるにあたり協議会、関係機関と連携して、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みを強化する。

設置に関して、今回の協議会において協議する。詳細は、その際に説明する。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

計画書の P37 において、令和 3 年度中に医療的ケア児支援のための協議の場の設置と目標を掲げたが、昨年度、自立支援協議会を開催することができなかった。

本日の協議会において提案する。詳細は、その際に説明する。

**協議会の組織・機能の強化に向けた取り組み**

(1) 事務局会議機能の充実・強化に向けた取り組み

協議会の運営に関して協議し、協議事項、資料の作成、整備や協議会の調整機能を果たすために事務局会議を設置する。

事務局会議の構成は、障がい福祉課、基幹相談支援センター、委託相談事業所の相談支援員、社会福祉協議会のメンバーを考えている。今年度の取り組みとしては、

- ① 事務局会議の役割の明確化・組織化
- ② 会議の定例化
- ③ 業務フローの整備と役割の定着化
- ④ 協議会・定例会の調整

(2) 定例会、各種会議、専門部会の充実

課題を明確にし、計画的に調査・協議を重ね、事務局会議、定例会、協議会、行政へ結果を報告していく、部会で提案された事項が協議会で協議される仕組みを構築する。

そのために、事務局会議、個別支援会議と連動させ、課題解決に向け、共通認識の下、並行して取り組む体制を整える。

すぐに改善出来る課題、出来ない課題、中長期的課題、市全体の課題ごとに協議会へ提起していく仕組みを構築する。

(3) 個別支援会議の充実・情報集約

個別支援会議は、自立支援協議会の命綱と表現される。

これまで、障がい者（児）の支援に関して必要な時期に関係機関の関係者が集まって開催されており、さらなる個別支援会議の充実を図るために、個別支援ケースの支援内容の情報を集約、蓄積させる仕組みと課題の整理を進めていく。

そのために、意識的に個別支援会議の情報を集約する仕組みを構築する。

その中から、現状で出来ないことを共有化し、地域の課題として取り組むべき事項は協議会へ上げていく仕組みを整える。短期的課題、中長期的課題を整理し、目標を設定し、必要に応じて、部会へ課題を提起し、会議の議事録をまとめ、事務局会議、定例会、協議会、行政へ報告する仕組みを構築する。

以上が活動方針（案）の説明。

### 令和4年度活動計画（案）

協議会は、令和4年度は3回を予定している。

1回目は、4月～6月の時期に開催。その年の方針・計画を確認する。

2回目は、9月～11月の時期に開催。各種会議で議論された課題等で、新たな施策等が提案された場合、予算が伴う場合がある。予算編成時期を想定。

3回目は、1月～3月の時期に開催。年度の総括や計画の進捗状況の確認の位置づけを考えている。

これから設置される専門部会、各種会議の構成員が主体的に取り組めるよう柔軟に対応できる会議、運営を目指していく。

「資料2」のP4～P5に示された事項のみならず、部会でそれぞれ主体性を持ちながら、別の課題が出てくるのであればそれに対応できる柔軟性をもって取り組む。

以上、活動計画（案）の説明。

引続き、【協議事項3】専門部会の設置（案）について説明

### 【協議事項3】専門部会の設置（案）について

#### 専門部会について

※資料1のP7参照

#### 役割

- (1) 専門分野における継続的な調査検討、研究及び連絡調整
- (2) 定例会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整
- (3) 協議会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整

#### 構成員

目的に沿った関係者で集まり、関係性づくりや情報共有をはかるの場をめざす。専門部会のテーマに係る関係者で構成。

#### 設置案

- ① 住まい・暮らし部会
- ② 就労部会

- ③ 権利擁護部会
  - ④ 保育・教育・療育部会
- 4つの専門部会の設置を提案する。

#### **住まい・暮らし部会**

協議していく課題の例として、

- 地域生活支援拠点等の整備に向けた調査、検討
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた調査、検討
- 精神科病院や障害児・者入所施設退所後の地域移行促進の支援体制の構築
- 福祉避難所の設置に向けた調査、検討

今年度は、活動方針の地域生活支援拠点等が有する機能の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の2つの取り組みを進められればと考える。

#### **就労部会**

課題の例として、

- 一般就労の促進に向けた取り組み
- 障害者優先調達の推進

今年度は、活動方針の就労定着支援事業所と就労移行支援事業所等、障がい者が働く企業、医療機関及びその他関係機関による就労定着に向けた連携体制の構築に向けた調査、研究の取り組みを考えたい。

#### **権利擁護部会**

課題の例として、

- 権利擁護、障がい福祉に関する理解促進、啓発事業の充実
- 成年後見制度の利用支援

令和4年度は、この2点を取り組めるようにすすめていきたい。

#### **保育・教育・療育部会**

協議していく課題の例として、

- 障がい児支援の課題への取り組み
- 医療的ケア児等の支援の充実

第2期障がい児福祉計画に沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、意見交換を行い、又は情報共有を図る部会を目指したい。

今回の提案した部会については、第6期障がい福祉計画及び第2期障が

	<p>い児福祉計画を推進し、共有した地域の課題を分野別に検討すること でご提案する。いずれの部会も、会議の構成員が主体的に取り組めるよう柔 軟に対応できる会議、運営を目指していく。</p> <p>以上、協議事項 2「令和4年度活動方針・活動計画(案)」、協議事項 3 「専門部会の設置（案）」についての説明終了。</p> <p><b>質疑応答</b></p> <p>【協議事項2】令和4年度活動方針・活動計画（案）に関する質疑応答 【協議事項3】専門部会の設置（案）に関する質疑応答</p> <p>長位委員 自立支援協議会の構成員に「子育て支援課」がないのはなぜか。医療ケ ア児が保育園入所できないという相談がある。3歳以上でないと保育園に入 れないという規定がある。これは、市としての統一した見解なのか疑問に思っ ている。</p> <p>事務局 仲里 これまでの協議会には、子育て支援課長、健康増進課長などが委員とし 入っていたが、今回は、子育て支援課長などは入っていない。 この経緯は、一昨年度の協議会の新たな設置要綱を制定する過程で、 委員の半数近くを行政が占めており、もっと関係機関等の委員を増やすべき という意見があった。 今回、行政側委員を減らし、関係機関の委員を増やしていく過程で、行 政側は、課長クラスから次長クラスにすることで、教育委員会、健康推進部、 福祉推進部の次長クラスの委員を構成員と絞り込んだことをご理解いただ きたい。 今後、専門部会やワーキンググループなどの組織化する過程で、行政側の 事務レベルの担当も構成員に加える必要があるという場合は、柔軟に対応で きる仕組みであり、子育て支援課を排除したわけではない。  医療的ケア児についての発言があったので、協議事項とは逸れるが、少しご 説明する。 昨年度、医療的ケア児支援法が施行され行政の責務が明記された。しか し、法律の施行に伴いすぐに体制が変わるかというそうではない。市としての 統一した方針なのかというご指摘は甘んじて受けるが、その責務を果たしてい くため、まずは実態を知る必要がある。 現在、サービスを提供している医療的ケア児は 23 名把握していたが、実 数を調べたところ、現時点で市内には 53 名いることがわかった。 今年度、ひとりひとりを対象に実態調査を実施する。その中で、宜野湾市</p>
--	--

長位委員	<p>の課題を明確にしていきたいと考えている。市の方針が統一されているかということについては道半ばであり、それに向かって取り組んでいることをご理解いただきたい。</p> <p>専門部会などで、誓約に近いような規定で当事者や家族が差別や不利益を被らないようにするため、関係部署も含め、環境整備の取り組みをお願いしたい。</p>
豊里委員	<p>アチエンドの豊里と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>久しぶりの自立支援協議会ということで、私も以前のことを思い出しながら話を聞いていた。</p> <p>専門部会について、今回4つの専門部会の提案があったが、以前は相談部会があった。</p> <p>相談事業所は、一人事業所も多かったです。計画相談や委託相談員が地域の困りごとをピックアップして、色んな課題を自立支援協議会へ挙げていたようなイメージがあった。今回、相談部会がないのか教えて頂きたい。</p>
事務局 仲里	<p>豊里委員がおっしゃるように以前は相談部会がなかった。</p> <p>相談部会を廃止したということではなく、委員も述べられているように、計画相談や委託相談員が地域の困りごとや課題を協議会へ上げる仕組みを構築する取り組みとして、市内の相談に携わる方の連絡会を結成して、質の向上や個別の会議、事例検討会、お互いの悩みを持ち寄って話し合いができる場として連絡会を立ち上げていく。</p> <p>連絡会を組織化して、会議等を定例化することで個別支援会議の情報を収集し、蓄積し共有する連絡会の組織化を考えている。</p> <p>障害サービスの決定以外で色んな相談を当事者及び家族から受けますので、どうしても解決に至らないことが出てきて一人相談事業所が困っていることは実際に伺っている。そういう声も拾えるような連絡会、場を作ること。</p> <p>決して相談部会を廃止したわけではなく、連絡会を立ち上げて少なくとも市内にある相談事業所を一堂に会した連絡会にしていきたいと考えている。</p>
豊里委員	<p>連絡会も専門部会と同様に定期的に行われると考えてよいか。</p>
事務局 仲里	<p>事務局としては、早めに集まりの機会を作っていく。会の持ち方については、その中で議論し、構成員の方々が主体的に決めていくのが一番いいと考える。</p>
豊里委員	<p>了解した。ありがとうございます。</p>

幸地委員	<p>中部の障害者就労生活支援センター花灯の幸地と申します。</p> <p>「資料 2」の P2「(3) 福祉就労から一般就労への移行」の箇所で、「離職時フォロー」とあるが、「離職後フォロー」という表記が良いと思う。</p> <p>次に「就労定着支援事業所」という名称から始まっていますが、今、A 型からも B 型からも一般就労へとたわれていることから「障がい福祉サービス事業所」とすれば包含されるのでよいのではないかと。「その他の関係機関による雇用促進と職場定着、生活の質の向上に向けた連携体制を構築します」という風にした方が良いと思うがいかがか。障害者の生活の質の向上も目指してほしいなと思う。</p>
岩田会長	幸地委員の触れた部分と福祉計画との連動で
事務局 仲里	活動方針の文言はその趣旨で、文言の調整については事務局で必ずからせていただきたい。趣旨が伝わるように修正加筆していく。
久貝委員	<p>沖縄県障害者発達支援センターから久貝と申します。</p> <p>宜野湾市第 6 期障がい福祉計画及び宜野湾市第 2 期障がい児福祉計画の P36～P37 では、「発達障害は子供から大人まで切れ目ない支援が大事」あり、活動方針ではそこどころが明記がない。</p> <p>先ほどの説明では、自立支援協議会の中では柔軟に協議することができるあったが、専門部会等でそういった協議が出た場合は、方針に記載のない事項も取り組めるのか。私たちも沖縄県障害者発達支援センターも協力していけたらと思う。その際は声掛けいただけたらと。</p> <p>数字的にも児童デイサービスの利用が宜野湾市はかなり多くなっている。県内でも事業所も利用者もかなり増えている。</p> <p>一方で、デイサービスや児童発達支援事業がいいのかということも課題となっている。事業所も質の向上も県としても課題と捉えている。私たちも県内の実態調査を行っている。そういった部分では協力できる部分もある。</p>
岩田会長	<p>久貝委員の質疑に関連して、障がい福祉計画の成果目標の設定では、施設入所者の地域移行であるとか、障がい福祉サービスの質の向上させるための取り組みも設定されている。ところが、令和 4 年度の活動方針では特に触れられていない。これは何か理由があるのか。</p> <p>また、資料 2 の 1 ページ目の(2)の地域生活支援拠点等が有する機能の充実について「親亡き後」という表現、それはだいが昔の話して、親が生きていた間から自分らしく暮らしていく社会が出来たらいいなと思うと、親亡き後という視点は消極的すぎる。もうちょっと違う視点があったらいいなという感想を</p>

事務局 仲里	<p>持つ。</p> <p>第6期障がい者福祉計画の目標設定の中で4つを選んだ理由を教えてくださいました。</p> <p>今回活動方針は、2つの課題8つの項目をあげているが、基本的には障がい福祉計画の中で、協議会を活用して取り組むと明記されている事項を取り上げた。</p> <p>福祉計画に書かれていることは、当然協議会の課題であることは間違いない。活動方針に触れていないのは取り組まないということではない。</p> <p>先ほど久貝委員から方針に記載のない事項も取り組めるのかという質疑があったが、様々な課題があってその部会や定例会、あるいはこの協議会でも課題の解決に取り組むということは、この協議会の主体性に掛かっている。</p> <p>様々な課題に柔軟に対応していくという認識の下で活動していただきたい。決して、やっていけないということではない。</p> <p>活動方針に掲げたのは、福祉計画に協議会として取り組むと明記されている部分から目標を先に掲げたということであり、今後、活動する中で、計画にある課題の優先順位も変化するので、柔軟に対応していくことをご理解いただきたい。</p>
岩田会長	<p>今後、協議会をこのメンバーで3年務める中で、いろんなことを受けて社会が動いていく。その柔軟な姿勢はあるということを確認し、今行うのが、この活動方針でいいかということですが、よろしいか。</p>
長位委員	<p>宜野湾市第6期計画をつくる際からずっと話していることですが、気になる子がいた時に、特別支援教育強化が叫ばれる中、障害者手帳、療育手帳の取得を推進する動きや児童の分離教育が加速している感が否めない。</p> <p>国の条約批准に基づいてインクルーシブと言いながら、現場ではどうことが行われているのか、実態とかけ離れている現状をぜひ調査を入れながら、子供たちの教育を受ける権利は守りつつ、ただ分離をすればそれでいいのかということも含めて、委員長、副委員長の下、この協議会でぜひお考えいただけたらいいなと考える。</p>
岩田会長	<p>はい。みんなでしっかり協力していただいて、様々な課題に取り組み、協議会を進めていくことを確認して、協議事項2「令和4年度活動方針・活動計画」及び協議事項3「専門部会の設置」について承認してよろしいでしょうか。</p> <p>※全体「拍手」により承認。</p>

## 令和4年度活動方針・活動計画 案のとおり決定

(※一部文言表現の修正加筆、事務局あずかり)

## 専門部会の設置 案のとおり決定

### 協議事項4「部会長の指名」

宜野湾市地域自立支援協議会設置要綱（抜粋）

(専門部会)

第9条 協議会は、協議会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置は、協議会において協議し決める。

3 専門部会には、部会長を置き、部会長は、協議会委員の中から会長が指名する。この場合において、会長は、協議会へ部会長を報告する。

4 部会長の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

5 副部会長及び専門部会の構成員は、部会長が指名し、協議会へ報告する。

6 専門部会の構成員は10名以内で構成する。

7 専門部会の構成員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

岩田会長

部会長の指名は、要綱第9条第3項の方で、協議会の中から会長が指名するということですが、後日ご報告するということで、部会長に関しては会長に一任するということをお願いしたい。

皆さんの中から会長が指名するということによりお願いする。

### 協議事項5

#### 「医療的ケア児等支援協議会の設置（案）」について

協議事項5「医療的ケア児等支援協議会の設置（案）」について、事務局説明を。

事務局 仲里

医療的ケア児等支援協議会の設置について、その趣旨と設置目的と役割について説明する。

自立支援協議会とは別にあえて協議会を設置する意味は、令和4年度より医療的ケア児等支援事業を政策事業として取り組む位置づけとなっている。

地域自立支援協議会は総合支援法に基づいて協議する事項も当然多義にわたっている。

	<p>医療的ケア児及びその家族に対する支援が市としての責務となったことで、これから加速していろいろとやっていかないといけない。</p> <p>そのために今年度その実態を把握するために調査実施する。その調査をもとにいろいろと協議する方向になっていく。</p> <p>協議会を別にするという事は、この協議会で話をしないということではなくて、先ほど協議会の役割でもふれたように、構成員が役割分担をして議論の内容や運営上の負担の偏りが生じないように配慮しながら取り組むことが重要であり、多くの関係者が関わることで、幅広い連携が構築でき、この協議会とも連携を図る。</p> <p>市としては加速して取り組んでいくために設置を別にして取り組む。ただし、医療的ケア児の協議会に、この協議会の委員の中からも当然参加を依頼することもあり、決して全く別でなく、連携しながら取り組んでいくということにご理解を頂きたい。</p> <p>この医療的ケア児等支援協議会についても地域自立支援協議会と同様、位置づけとしては会合という形で、有識者関係者の意見を聴取して市政運営の参考にするという目的で要綱を定めていく。以上提案する。</p>
岩田会長	内容についてご意見ありましたらお願いします。
長位委員	<p>医療ケアの連絡会設置が義務化になり、この協議会とは別途でやらないと始まらないだろうなと思いつつ聞いていた。</p> <p>気になるのが、実際、今、学校等に通っていて、特別支援学校に通っていても親が付き添いであったり、いろいろな問題がある。</p> <p>支援について、細かなことも、共通の認識の下、進めてもらいたい。</p> <p>行政の中で、それぞれの課、例えば、福祉課は福祉課、子育て支援課は子育て支援課で、私たちが別々で話し合いをするたびに、一緒にできることはないかと思う。</p> <p>行政の中で、たらいまわしという在り方に対しても、もう一つ考えていってほしいなと思う。</p>
事務局 仲里	長位委員の発言の趣旨は、縦割り行政でなく横断的に共通認識のもと取り組んでいける体制を構築するということの理解でよいか。
長位委員	はい。そういうこと。
事務局 仲里	資料3のP1に示した委員の構成で考えている。関係する行政機関の部署についても網羅した形で入れてる。 <p>先ほど長位委員の発言の中で、親の学校への付き添いなどの話があったが、</p>

	<p>障がい者（児）への合理的配慮、障害者差別や権利擁護も含めて幅広く啓発することが必要になってくると考える。</p> <p>市民への啓発、広報もできるような仕組みを作っていきたい。</p>
岩田会長	<p>市民への広報はどのような形で。ホームページとかで考えているか。</p>
事務局 仲里	<p>広報は、ホームページや市報などの内容により様々あると考える。</p>
松本委員	<p>支援協議会設置ということで、私のところで心配しているのが教育機関と行政機関ということで、教育機関の場合、特別支援学校、小中学校、幼稚園と、行政機関の場合、教育委員会指導課ということで位置づけられておりますが、実際教育機関の件に関しては公立小中学校の養護教諭とか臨時教諭を含めて、どの程度の人数なのかということ、そもそも通常の業務を持ちながら協議会へ参加しないといけないので、どの程度の頻度で会議を開催しようとしているのかお聞きしたい。</p>
事務局 仲里	<p>地域自立支援協議会の同様に年1回以上の開催を考えている。</p> <p>今年度は、3回の開催が必要と考えている。実態調査等を実施するのでその実態調査等の中間報告や施策に検討する課題抽出が出てくるので、今年度は3回ほど協議の機会を予定している。</p> <p>委員の構成としては20名以内と考えており、必要に応じて、自立支援協議会と同じように事務レベルでの会議が必要であればそれを設置できるような仕組みにしていきたいと考えている。</p>
松本委員	<p>協議会のもとにさらに部会的な事務レベルの会議も持つということか。</p>
事務局 仲里	<p>協議会の中から、そういうのが必要でないかという意見があればそうなると思いますし、それができる仕組みだけは作っておく。</p> <p>部会を設置するかどうかということは、その構成するメンバーが決めていくような形になる。</p>
岩田会長	<p>それでは、協議事項5の医療的ケア児等支援協議会の設置について、設置することを承認いただけますでしょうか。</p> <p>※全体の「拍手」で案のとおり承認。</p> <p><b>医療的ケア児等支援協議会の設置 決定</b></p>

<p>岩田会長</p>	<p><b>協議事項 6「基幹相談支援センター設置（案）」について</b> 協議事項 6 の「基幹相談支援センター設置（案）」について事務局説明を。</p>
<p>事務局 富</p>	<p>※レジメ P6、資料 4 参照 基幹相談支援センター設置について提案する。</p> <p><b>基幹相談支援センターの目的</b> 基幹相談支援センターとは障害者総合支援法第 77 条の 2 に位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。</p> <div data-bbox="528 719 1329 1218" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合的・専門的な相談支援の実施</li> <li>(2) 地域の相談支援体制の強化の取組</li> <li>(3) 地域移行・地域定着の促進の取組</li> <li>(4) 権利擁護・虐待の防止</li> <li>(5) 相談支援事業者の人材育成の支援に関する業務</li> <li>(6) 相談機関との連携強化に関する業務</li> <li>(7) 宜野湾市障がい者自立支援協議会への参画及び運営に関する業務</li> <li>(8) 前各号に掲げるもののほか、障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項に規定する事業及び業務に付随する業務</li> </ul> </div> <p><b>設置主体と設置方法</b> 基幹相談支援センターの設置主体は市区町村である。また、市区町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う事業者又は特定相談支援事業も設置することができる。また、市区町村単独ではなく、複数市町村による設置も可能であり、人口規模や相談支援の体制、人材確保の状況等の地域の実情に応じた最も効果的な方法により設置することができる。 今回、了承いただけた際には当面の間は市が設置し運営することを考えている。 県内の状況、例えば、うるま市や浦添市は行政直営型の基幹相談支援センターを設置している。 また、豊見城市などは委託型の基幹相談支援センターを設置している。</p> <p><b>体制</b> 人員体制について、障がい福祉課自立支援係担当主査を査察指導員として兼務。障がい福祉課自立支援係職員 1 名を主任相談支援員として兼務させ、相談支援専門員の 4 名及び医療的ケア児等の相談支援専門員</p>

	<p>1名、合計7名で臨んでいきたい。</p> <p>当市においては、これまで障がい者及び関係機関の相談窓口を障がい福祉課に置き、基幹相談の機能として、社会福祉士等の専門職を配置し、支援を展開してきた。</p> <p>第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画においては、令和5年中に基幹相談支援センターの設置を目指し取り組むこととし、また、年々増加する相談件数に対応していくために、基幹相談支援センターとして設置することにより、相談支援体制の充実と強化を図っていきたく考えている。</p> <p>業務の明確化、相談支援員の体制強化を図ることにより、関係機関等の相談連携強化につながることを期待される。</p> <p>以上、基幹相談支援センターの設置について提案する。</p>
岩田会長	<p>今の説明をもとに皆様からの意見や質問をお願いします。</p>
長位委員	<p>基幹相談があるのはすごく心強い。それぞれ資格はあるが、いろいろな業務を担って、あまり計画相談やいろいろな人が相談にきてもフットワークが重たいという現実がある。</p> <p>基幹相談を作るのであれば、もう少しフットワークを軽くして、いろいろな相談員が困ったときにすぐ行けるような状態だとか、一緒になって利用者のことを考えていくことが私、基幹相談の役割だと思っている。兼務があるかどうかお聞かせください。</p>
事務局 仲里	<p>長位委員がおっしゃっている兼務というのは障がい福祉課の業務もしながら、基幹相談支援センターの機能としての職務もやるのかというご質問でよろしいか。</p>
長位委員	<p>はい。福祉課って多岐にわたって色々な相談があるし、やらなければならない業務が多い。</p> <p>この7名が配置されたにも関わらず、相談行って忙しそうだったとか、今動けないとか、予定空けたのも来月とか、それから、現場で困っているのに一緒に考えてほしいということを基幹相談は担っているんで、フットワークが軽くないと務まらない。</p>
事務局 仲里	<p>はい。今ご指摘のことについてはしっかり取り組めるように努めていく。</p> <p>豊里委員から質問があったように、計画相談も含めて相談事業所のメンバーと連絡をしながら一人相談事業所等の悩みを聞きながら、活動方針でも触れましたが、自立支援協議会の命綱は個別支援会議であり、きちんと個</p>

	<p>別支援会議が開かれやすいような環境が作り、長位委員のご指摘にも対応できるように努力していく。</p> <p>例えば日程が重なったり、物理的に対応できない場合については、きちんと日程を含めて対応できない場合どうするかを含めて放置しない仕組みを作っていきたい。</p>
岩田会長	<p>放置しない仕組み。それは切実なお願いですけども、何かこういう体制できますというお話はできますか。</p>
事務局 富	<p>障がい当事者の皆さん、計画相談員、その他支援者の皆さんが障がい福祉課の方に対してフットワークが少し悪いという印象があるというご指摘がありました。私たちが丁寧に対応していかないといけないと思っております。</p> <p>私たちが業務をしながら非常に重要だと感じるのがアウトリーチというものが最近必要とされている方が多い印象をうけており、その時々でできる場合、できない場合が出てくることがあり、都度、何かしら方法を検討しながら丁寧に対応していきたい。</p>
仲村渠委員	<p>基幹相談支援センターの設置は、いつ頃設置する予定なのか。また、今回7名のスタッフ確保していくことだが、今欠員がいっぱい出ている状態の宜野湾で7名が埋まっていればすごくいい機能になっていく。果たしてこれが埋まっていくのか。</p>
岩田会長	<p>開催の時期だとか人員体制について事務局説明をお願いします。</p>
事務局 富	<p>福祉計画では、令和5年中と目標がたてられている。遅くとも令和5年中にはしっかりと体制を整えていきたい。</p> <p>体制について、障がい福祉課で基幹相談機能として、人員体制を現時点で整備されている状況。基幹相談支援センターを設置した時には、この体制を維持していきたい。</p>
豊里委員	<p>職員は、人事異動がある。会計年度任用職員は、どのくらいの期間任用ができるのか。当事者の皆さんと関係を作るのに時間を要すると思う。</p> <p>そういった隙間がないような支援が続けていけるような体制を作れたらと思う。</p>
事務局 仲里	<p>会計年度任用職員については、任用は原則1年。ただし更新はある。今務めている方々がやめない限りは継続任用については、特に問題がなければ継続して任用している。</p> <p>職員は、異動があるのでご理解いただきたい。この体制についてはなるべく</p>

岩田会長	維持していく。 行政がずっと直営でやっていくわけではなく、当面基幹相談機能をしっかりと定着させながら、いずれ委託の方向は、こういう協議会の場で意見ができればそれは新たに考えていくことになる。 現時点では直営で実施していくということをご理解いただきたい。
事務局 仲里	協議事項6「基幹相談支援センターの設置」について承認していただけますでしょうか。 ※ →全体「拍手」
岩田会長	部会設置について、今後、会長と調整をしながら、今日参加されていない方も含め、会長が指名した場合は、皆さんご協力の程よろしくお願ひいたします。それと併せて、今回の会議録も含めて委員の皆さんに送付します。 今後事務局会議や定例会について、構成するメンバーが組織する団体の方からも願ひする場合がありますので、早めに体制の整備をしたいと思っていますので、その際にご協力をお願いします。
事務局 仲里	部会長の指名はいつごろまでに。事務局としてはいつまでに。
進行 照屋	できれば、今月中で。なるべく早い時期に整備していく。 令和4年度第1回宜野湾市地域自立支援協議会を閉会する。
以上 終了	

【資料の修正】

修正前	修正後
資料 2 P2 障がいのある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障がいのある人の就職、職場定着、離職時フォローの支援などを進めます。 就労定着支援事業所、就労移行支援事業所、民間企業、医療機関及びその他の関係機関による就労定着に向けた連携体制を構築します。	障がいのある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障がい福祉施設からの就労拡大をはじめとして障がいのある人の就職、職場定着、 <u>離職後フォロー</u> の支援などを進めます。 <u>障がい福祉サービス事業所及びその他の関係機関の連携、支援体制を構築し、雇用促進と職場定着、生活の質の向上に取り組みます。</u> <u>障がいのある方が、日々の暮らしの中で生き生きと目標に向かって進める環境の整備を図り、生活の質の向上を目指した取り組みを推進します。</u>